

修学旅行等の実施（新型コロナウイルス感染症対策）に係るガイドライン

令和3年9月22日時点
守口市教育委員会学校教育課

1 はじめに

修学旅行等は、学習指導要領において「平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動」の一つに位置付けられた重要な教育活動であり、その教育的意義を踏まえ、各学校において、新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ、本ガイドラインに示す各事項に十分留意した上で、計画を立てること。

また、今後におけるさらなる感染拡大等の状況により、大阪府が府外への外出自粛、訪問先が大阪府からの受け入れの自粛の要請等を行った場合は、守口市教育委員会が中止・延期を要請する必要があることに留意すること。

加えて、国や府における感染防止対策に係る指標の変更等により、必要に応じて本ガイドラインを改訂する必要があることにも留意すること。

2 基本的な考え方

(1) 本ガイドラインを踏まえて出発前に修学旅行等の中止・延期を判断する場合や、訪問先で児童生徒・教職員が陽性となった場合など、想定し得る様々な場面への対応を考慮しておくとともに、別紙「実施期間中の新型コロナウイルス感染症に係る対応等について」に基づき、保護者の負担をできる限り軽減できるよう、あらかじめキャンセル料の具体的な金額等も含め、旅行事業者等と十分に協議の上、取り決めを確実に行った上で保護者への周知を行っておくこと。

(2) すでに詳細な計画を立てている学校においても、本ガイドラインに示す内容等を踏まえ、必要がある場合には、訪問先の変更や行程・日程の見直し等を検討すること。

3 留意事項

(1) 計画段階

①修学旅行等実施日の1か月前まで

各学校は、修学旅行等実施日の概ね1か月前までに「宿泊を要する実施届」を提出すること。

②修学旅行にかかる取消料発生日の前日まで

各学校は、取消料が発生する日までに、実施の可否を判断すること。実施に向けては下記のア～ウのすべてを満たすことを確認すること。

ア 守口市・大阪府・訪問先等の感染状況の最新情報の把握に努め、訪問先（すべての滞在先）が、以下の状況であることを確認すること

- ・国が訪問先の都道府県を「特定（警戒）都道府県」に指定していない
- ・訪問先の都道府県知事等が大阪からの修学旅行等の受け入れを不可としていない

イ 別紙「実施期間中の新型コロナウイルス感染症に係る対応等について」の内容も含め、事前に児童生徒及び保護者に詳細の計画及び感染防止対策（施設等も含む）等について丁寧に説明すること

ウ 下記「5 感染防止対策等」が講じられていること

(2) 取消料発生日～出発時

- ① 旅行先（すべての滞在先）が、以下の状況であること
 - ・国が旅行先の都道府県を「特定（警戒）都道府県」に指定していない
 - ・旅行先の都道府県知事等が大阪からの修学旅行の受け入れを拒否していない
- ② 参加及び引率については、出発時において以下の者とする。
 - ・「陽性者」「濃厚接触者」「PCR 検査及び抗原検査（以後、「PCR 検査等」とする。）受検待ち及び結果待ち」でない者
 - ・「発熱^{※1}または風邪症状」がない者

(3) 出発後

- ① 下記「5 感染防止対策等」を実施すること。
- ② 児童生徒・教職員が陽性者及び濃厚接触者と特定された場合、現地の保健所等と協議のうえ、適切に対応すること。

4 児童生徒に陽性が確認されたとき等の対応のめやす

時期	児童生徒の状況	左記児童生徒の修学旅行等への参加の可否等	修学旅行等の実施・継続
前日	PCR 検査等受検待ち及び結果待ち	不可	実施
	濃厚接触者と特定	不可	
	同居者が濃厚接触者と特定	可	
	陽性者と特定	不可	保健所による疫学調査等の結果を踏まえ判断
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	
出発時	発熱・風邪症状	不可（帰宅）	実施
	同居者が濃厚接触者と特定	可	
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	保健所による疫学調査等の結果を踏まえ判断
出発後	発熱・風邪症状	別室待機、病院受診	継続
	濃厚接触者と特定	離団（隔離）	
	PCR 検査等受検が必要	離団（隔離）	
	同居者が濃厚接触者と特定	可	保健所による疫学調査等の結果を踏まえ判断
	陽性者と特定	離団（入院）	
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	

※個別の状況によって判断が難しい場合は、市教委と相談の上判断することとする。

※その他、訪問先で計画外のことが生じた場合は、市教委と共有し対応することとする。

※1 37.5℃以上をさす。

5 感染防止対策等

最新の「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る留意点」（市留意点）や「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」の記載内容等に留意するとともに、以下の具体的な感染症防止対策にも留意すること。

- (1) 実施期間中の行程については、ゆとりをもって行動できるよう企画すること。
- (2) 実施前は、日々の健康観察を強化し、必要時には医療機関を受診するよう指導すること。
- (3) 実施期間中も朝・夕の検温を実施するなど、健康観察を十分に行い、体調不良の児童生徒に適切に対応すること。
- (4) 「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けるよう、できる限り1部屋あたりの人数を少なくすること。また、各部屋においても、定期的に換気を行うよう指導すること。
- (5) 食事、入浴、就寝時以外の適切なマスクの着用や手洗いの徹底を指示するとともに、必要に応じて熱中症予防対策を講じること。
- (6) 食事については、①食事前後の手洗いを徹底する ②食堂内を十分に換気する ③「一定の間隔をあける」「対面を避ける」など、配席の工夫を行い、食堂内の利用人数を制限する ④ビュッフェスタイルではなく1人ずつのセットメニューとする等の感染防止対策を講じること。また、食事中の会話を慎むよう指導すること。
- (7) 浴場については、換気を十分に行い、同時に入浴する人数や時間を制限しながら利用させること。
- (8) 現地でのアクティビティ等については、活動内容を精選するなど、感染防止のための工夫をすること。
- (9) 移動について、公共交通機関やバス等を利用する場合は、「マスクの着用」や「乗車中の会話を慎む」等の指導を行うとともに、特にバスを利用する場合は可能な限り十分な換気を行うこと。
- (10) 現地で発熱等の体調不良者がした場合の対応方法を事前に検討しておくこと。

6 経費等

- (1) 児童生徒が陽性者及び濃厚接触者と特定されたことによる出席停止とされた場合や、感染拡大等の状況により教育委員会から要請され中止する場合には、当該児童生徒又は学校分のキャンセル料が発生することから、保護者の負担をできる限り軽減できるよう、あらかじめキャンセル料の具体的な金額等も含め、旅行事業者等と十分に協議の上、取り決めを確実に行うこと。
- (2) 観光庁が実施する「Go To トラベル」事業の活用については、旅行事業者等と協議を行うこと。